

## 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金に関するよくある質問・間違いやすい点

### ○ 実績報告書・補助申請書

	Q	A
1	実績報告書や補助申請書の「会長」はいつ時点の会長か。	書類を提出する日（書類右上の日付）時点の会長名を記載してください。
2	実績報告書や補助申請書の「所在地」はこの住所を書けばいいのか。	法人化している場合は、規約に定めている住所（会館の場合と会長自宅の場合があります。）を記入してください。 それ以外は、会長自宅住所を記入してください。
3	会長が不在（長期入院中）だが、だれが申請すればいいか。	規約等に代理の規定があると思いますので、その代理者名で報告・申請してください。（提出の際にその旨を担当者にお知らせください。）
4	補助申請書に記載する加入世帯数はどのように算出すればいいのか。	会費を徴収している世帯数と会費を減免している世帯数の合計となります。 毎年3月までに、班ごとに会費徴収世帯数と減免世帯数を班長さんが再点検してください。
5	地区連合の世帯数の算出はどのようにすればいいのか。	各単位町内会の世帯数の合計になります。各町内会が申請した世帯数を確認して、齟齬がないようにしてください。

### ○ 実績報告・事業計画関係

	Q	A
1	行事についてはすべてを記載する必要があるのか。	基本的にすべて記載していただく必要がありますが、数が多すぎる場合は主要なものを抜粋していただいても構いません。 その場合でも収支決算書・予算書に出てくる項目については、必ず記載してください。（町内会の活動に対する支出か確認するため。）
2	実績報告書・事業計画書の様式が2種類あるが、どちらを使用してもいいのか。	どちらを使用していただいてもかまいません。 総会資料を使用していただいても構いません。

### ○ 補助対象経費

	Q	A
1	会館建設及び修繕のための積立金は補助対象になるか。	積立金は、実際に支出されるものではないため補助対象外です。
2	会館建設補助や防犯灯維持管理費補助で賄いきれなかった分を、地域活動推進費の補助対象とすることはできるか。	同一団体の同一事業に対する重複補助はできませんので補助対象とはなりません。
3	会館新築や修繕の際に補助金を受領する場合は、どのような記載にするのか。	会館新築や修繕については別段会計として別に総会の議題にするため、本会計には含めません。
4	会館の耐震診断は補助対象となるか。	会館設備点検費として補助対象となります。
5	固定資産税は補助対象となるか。	補助対象外です。
6	会館の登記費用（登録免許税）は補助対象となるか。	補助対象です。

	Q	A
7	会議や事業に伴う飲食費・食糧費（茶菓子代）は補助対象になるか。	昼食代、お茶代、弁当代など会議や事業を実施するうえで必要なものについては、当該の事業費、事務費の一部ですので補助対象になります。ただし、「懇親会」や事業終了後の「反省会」「打ち上げ」など、宴席の飲食費は補助対象外です。
8	他団体への分担金は補助対象となるか。	地域に対して公益的な活動を行う団体（区社協等）への会費や共済・協賛事業負担金は補助対象となります。 ただし、使途が飲食費や慶弔費である場合は補助対象外となります。 区等の補助金を交付されている団体に対しての会費・分担金は、二重補助に該当する可能性があるため、ご相談ください。
9	赤い羽根共同募金や年末助け合い募金等を町内会費から支出している場合は、補助対象となるか。	町内会費から支出していても募金は寄付金として扱いますので、補助対象にはなりません。なお、募金活動のための人件費や印刷費、通信運搬費等がかかる場合は、事務費などに計上すれば補助対象経費となります。
7	レクリエーション事業としての「バス研修」は補助対象となるか。	補助対象です。
8	子ども会の活動でディズニーランドへ行った経費を町内会で助成した場合は補助対象となるか。	補助対象です。
9	敬老・入学・成人等の祝金は補助対象となるか。	祝金（現金・金券）の配布は補助対象外です。住民相互の連帯感を深める行事等の中で記念品（物）を配布する場合は補助対象となります。 行事等は実施せずに個別に記念品を配布する場合は補助対象外とします。（見守りを兼ねての個別訪問は行事等に含まれます。）
10	裁判費用（弁護士費用等）は補助対象となるか。	補助対象外です。
11	公園愛護会費（謝金）は収支に含めていいか。	自治会町内会と別組織を対象として交付された経費は、収支に含めることはできません。 【例】 ・公園愛護会 ・自転車等放置防止推進協議会 ・町のはらっぱ管理運営委員会 ・子どもの遊び場管理運営委員会 ・地域防災拠点運営委員会 ・環境事業推進員地区協議会
12	消防団分担金は補助対象経費となるか。	分担金・寄付金含めて補助対象外です。（消防団経費は消防署の直接執行となっているため。）

	Q	A
13	横浜市のLED防犯灯設置の対象にならない箇所に防犯灯を設置する場合は補助対象になるか。	補助対象です。
14	横浜市に寄付する前提で防犯灯を設置する場合は補助対象になるか。	補助対象です。 基本的に寄付前提の物品の購入等は事前に協議が必要ですが、町内会で防犯灯を設置し横浜市に寄付する場合は公共性が認められ、補助金の趣旨にも反していないので補助対象になります。
15	摘要欄はすべて記載する必要があるか。	補助対象経費が含まれていないか、領収書の添付が必要かなどを確認するため、代表的なものを記入できる範囲で記入してください。細かい経費は最後に「その他」でまとめてください。